

## 第 20 回 あわら市都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 令和元年 8 月 6 日（火）午前 10 時
- 2 開催場所 あわら市役所 202 会議室
- 3 事前審議事項 用途地域変更について（案）
- 4 建議事項 3・3・1 東縦貫線 起点位置の変更について（案）
- 5 出席者
  - 1 号委員（学識経験者） 川上洋司（会長）堀江与史朗 柳川奈奈
  - 2 号委員（市議会議員） 室谷陽一郎 山口志代治 森之嗣 卯目ひろみ
  - 3 号委員（関係行政機関）小野田利宏（三国土木事務所長）  
小林隆幸（坂井農林総合事務所長）  
市橋清人（あわら警察署長）  
代理出席 鈴木 昌彦（交通課長）

事務局（幹事） 小嶋範久 伊藤裕一  
（事務局） 龍田雅人 大味雅彦 渡辺友海 森川恭裕  
山本紹央 藤井正貴
- 5 議事の内容
  - 事務局 開会のあいさつ、出席状況の報告を行う。
  - 会長 これより事前審議事項に入る。（事務局の説明を求める。）
  - 事務局 （事前審議事項について説明する。）
  - 会長 （委員に意見、質問を求める。）
  - 委員 沿道サービス地区イコール準工業地域との変更はいかななものか。特に県道 9 号線付近の変更について町の方向性としてはどのように考えているのか。  
金津小学校の用途地域を現況に合わせて見直すなら、金津高校も見直す必要があるのではないか。
  - 事務局 東西方向は住居系、南北方向は工業系という方向性にしている。  
金津高校に関しては現況調査する。
  - 会長 県道 9 号線付近はより精査した方がよいと思う。準工業地域

は何でも建てることのできるのです、沿道の地域像を示し慎重に進めてほしい。

委員 用途を拡大する方が土地の利活用としては有効だと感じるが、事務局の狙いはどのようなものなのか。

会長 立地適正化計画とはメリハリをつけて誘導するものである。用途変更と立地適正化を合わせて考えるのは当然であるとする。

事務局 都市計画 MP に基づいて沿道サービス地区をすべて変更するよう計画したが、県との協議のなかで、立地適正化計画に基づいて修正したものが今回の案である。

会長 沿道サービス地区としてイメージする必要がある。最低限のサービスを提供するという考えなら、現況でも十分張り付いているように思うため、必要以上の変更はいらぬのではないかと思う。

委員 県道9号線付近の用途地域の変更の経緯を教えてください。

委員 おそらく昔は田だったため、工場の横に身内の住宅を建てたためではないか。

会長 準工業地域に変更するならば、何が建つかわからないので現在の地権者にしっかり説明するようにした方がよいと思う。

事務局 どういうところを目指すかしっかり検討した方良いとの指摘も県からもらっている。現況として住居用の空き地が1か所とMR工業の跡地を活用できないかと考えている。また、将来大きな影響はないと考える。

会長 準工業地域に変える際には慎重に。

委員 春宮一丁目付近の西側は近隣商業地域にはできないのか。

事務局 道路計画と一緒に計画しないと現実的でない。

委員 春宮一丁目付近の南側は近隣商業地域にはできないのか。

事務局 同様に引き続き検討していく。

委員 菅野付近の準工業地域の変更は再検討するのか。

事務局 菅野付近の道路（南中央線）については今回事業化決定されたため、計画道路の見直しを含めて用途の見直しを行う予定である。

会長 まずは駅周辺に商業的なものを張り付けることが第一段階。メリハリをつけて絞り込まないと、次の段階（京都、大阪開通）に受入場所がなくなってしまうので、長い目で見て道路

計画と合わせて計画を見直す方がよいと考える。

今回いただいた意見は次回の検討に活かす

委員 商業系に用途を変更すると、風俗施設や遊戯施設ができるようになるので、市として方向性があるなら地区計画を設定したりはしないのか。

事務局 また、小さな面積建物が密集するので、防火地域・準防火地域を設定しないのか。

事務局 県との協議のなかでも指定はあったが、あわら市としては検討していない。それはあわら市内でアンケートをとったが、賛成が少なかったため断念した。しかし、継続検討が必要と考えている。

会長 地区計画については検討していなかったなので、地区の説明会などで意見を聞きながら微調整していく。

会長 長い目でみれば、地区計画を立てることでよくなることは多いので、景観、用途を含めて前向きに地区計画を検討してはどうか。

会長 続いて建議事項に入る。(事務局の説明を求める。)

事務局 (建議事項について説明する。)

会長 (委員に意見、質問を求める。)

委員 今後のスケジュールは。

事務局 まず都市計画の変更を行う。資料の作成は近畿地方整備局が行い、作成して資料をあわら市が受け取り、県に審査していただきあわら市にて意見照会を行う。その後、県にて都市計画決定を行う。

会長 国号8号の現道は今後どこが管理するのか。

事務局 通常は県道管理になる。

会長 その他何かないか。なしということですのでこれにて閉会とする。ありがとうございました。それでは、都市計画審議会はこれで終了する。

6 閉会の日時 令和元年8月6日 午後11時20分